

院内感染対策指針

院内感染対策指針の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院（以下「当院」という。）は、病院の理念に基づき、患者の皆様および病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を以下の通り定める。

1）院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、収束を図る。このため院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に即した医療が提供できるよう本指針を作成する。

2）院内感染対策委員会の設置

- （1） 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うため、病院長直属の院内感染対策委員会を設置する。
- （2） 院内感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の関係各部署からの代表者で構成する組織横断的な委員会を設置する。
- （3） 院内感染対策委員会の組織および運営については「独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院院内感染対策委員会規程」に定める。

3）職員の研修

- （1） 院内感染防止対策の基本的な考え方および具体的な方策については、職員へ周知徹底を図るため研修会を開催し、併せて職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- （2） 職員研修として、全職員を対象に年 2 回研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- （3） 研修の開催結果内容を記録保存する。

4）院内感染発生状況の報告

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を関係委員会等に通じて、全職員に速やかに周知する。

5）院内感染発生時の対応

- （1） 院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の職員は直ちに主務者に報告し、主務者は院内感染対策委員会に報告し、院内感染対策委員長は病院長に報告する。
- （2） 発生部署の職員および院内感染対策委員会は、速やかに原因を究明し、改善策を立案実施する
- （3） 院内感染に対する改善策の実施結果は、関係委員会を通じて速やかに全職員に周知する。

6) 患者の皆様への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者およびご家族の皆様が閲覧できるものとする。
- (2) 疾患の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスクの着用等）について説明し、理解を得たうえで協力を求める。

7) 病院における院内感染対策の推進

- (1) 職員は、自ら院内感染減にならないため、定期健康診断を受け、健康管理に留意する。
- (2) 院内感染防止のため、職員は院内感染対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- (3) マニュアルは必要に応じて見直し、改訂結果を全職員に周知徹底する。

平成 26 年 4 月 1 日

独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院

病院長 白尾 一定

院内感染対策委員会

委員長 松尾 剛志